

【H30 年度当初予算要求に係る拡充事業について】

＜府下において急増している特殊詐欺被害未然防止に向けた啓発事業＞

1. 必要性

特殊詐欺被害を取り巻く厳しい状況と今後の対策については、大阪府警察と協議を重ねてきた経緯を受け、被害の未然防止のためには、市民に対し、より直接的かつ継続的に注意喚起を行っていく施策が重要であることと考え、本市と市内 5 警察署との「特殊詐欺被害防止対策に関する協定」に基づき本年 2 月から消費生活センター職員による「電話パトロール」を実施してきた。

この点、平成 29 年度以降についても新しくかつ巧妙な犯行手口による特殊詐欺被害事案が後を絶たず、上記「電話パトロール」の実施に加えて、より広範に市民に対する特殊詐欺被害未然防止に向けた注意喚起や有益な情報提供を積極的かつ地道に行っていく必要がある。

卑劣きわまる特殊詐欺被害から一人でも多くの市民の財産を守るため、特殊詐欺の内容や現状、被害を受けないための方法などについてあらゆる啓発の機会を活用し、当センターが市民のもとへ積極的に出向いて行くことにより、効果的かつ印象深い注意喚起を行い、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものである。

2. 必要性を示すデータ

＜平成 29 年 10 月末 堺市内における特殊詐欺被害件数等＞

平成29年10月末 堺市内における特殊詐欺被害件数等				
	平成28年10月末		平成29年10月末	
	被害件数	被害件数	被害件数	前年比
大阪府	1,358	1,398		+ 40
大阪市	350	448		+ 98
堺市	84	120		+ 36
堺区	14	18		+ 4
中区	15	16		+ 1
東区	7	16		+ 9
西区	13	19		+ 6
南区	22	19		- 3
北区	10	25		+ 15
美原区	3	7		+ 4

府内の特殊詐欺被害の発生状況については、平成 29 年 10 月末において

被害件数 1,398 件（前年比+40 件）

被害総額 約 32 億 7,200 万円（前年比-約 13 億 5,400 万円）

このうち堺市内については、被害件数 120 件（前年比+36 件）

北区 25 件、西区・南区各 19 件、堺区 18 件、中区・東区各 16 件、美原区 7 件（多い順）
被害総額 約 2 億 9,700 万円（前年比+約 9,800 万円）

3. 当該要求内容を実施しなかった場合の懸念

DMM やヤフーなど名の知れた大手の会社名を騙って携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）に「有料動画閲覧履歴があり未納料金が発生している、連絡なき場合法的手続きに移行する」という内容のメールが届き、言葉巧みに現金をだまし取る等の架空請求詐欺の手口や、警察官や金融機関の職員を騙ってキャッシュカードや預金通帳をだまし取る劇場型犯罪の手口を用いた詐欺行為が行われるなど犯行手口が日々巧妙化してきているという状況がある。

このような事態に対応するためには、市民に対する特殊詐欺被害の未然防止に向けた注意喚起・啓発の機会を広く、間断なく、可能な限り多く確保する必要があるとともに、従前からの悪質商法に関する注意喚起・啓発はもとより、適時適切な最新の特殊詐欺被害の未然防止に関する情報提供を積極的に行っていく必要がある。

4. 手法の相当性

市民に対する特殊詐欺被害の未然防止に向けた注意喚起・啓発の機会を広く、間断なく、可能な限り多く確保する観点から、当センターが実施するあらゆる啓発事業実施の機会を通じて、市民に対する特殊詐欺被害の未然防止に向けた意識喚起・情報提供を行うことが緊要である。市内各区民まつり、出前講座、消費者月間啓発事業をはじめ、消費者力向上講座や消費者大会、学校現場も含めた啓発チラシの作成・配布を行うとともに、局内各課所管の実施イベント等とも連携した啓発活動を展開していくことがよりインパクトのある啓発手法としてあげられる。

また、市内大型商業施設に出向いて啓発活動を行う出張啓発事業の手法については、話術に長けた講師によるお笑いの要素を加味したトークショーや特殊詐欺事案をテーマとした寸劇の実施など来場の市民に対する親しみやすくわかりやすい情報提供・注意喚起の手法が印象深く心に刻まれる啓発手法として相当と考える。

5. 予算要求金額

2,175 千円（講師等謝礼金、特殊詐欺対策用啓発チラシ、イベント会場借上料等）